

## 海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引の被害に注意！

－知識や経験のない消費者は絶対に手を出さないこと－

国民生活センターや全国の消費生活センターに寄せられる商品先物取引等に関する相談をみると、国内市場に係る商品先物取引の被害が相次いでいるほか、海外市場に係る商品先物取引等（海外商品先物取引および海外商品先物オプション取引）のトラブルも目立っている。これらの取引に関する相談の中には「取引の経験も知識もない年金暮らしの母親が、業者に言われるがまま海外商品先物オプション取引をし、大損した」など被害が深刻なケースが多くみられる。

海外商品先物取引については、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」（以下、海外先物規制法）が定められており、業者は勧誘・受託等を行う場合に、書面交付義務や再勧誘の禁止等のルールに従わなければならないが、業務を行うに際して許可や登録は必要ではない。また、海外商品先物オプション取引にはそもそも規制する行政上の法規がない。

こうした法令の隙間を狙ってか、トラブルが急増したことなどから規制が強化された外国為替証拠金取引の分野から、海外商品先物取引や海外商品先物オプション取引の分野に業者が参入しているケースもあり、これらの取引に関する被害が今後さらに増加するおそれがある。

そこで国民生活センターでは、海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引による被害の拡大を未然に防ぐために、消費者へ注意を呼びかける目的で情報提供を行う。

(注) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引に関する当センターの情報提供として、それぞれ以下の資料を参照して下さい。

・「商品先物取引に関する消費者相談の傾向と問題点－知識・経験・余裕資金のない人は手を出さない！－」（2004年4月15日公表）

<http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20040415.html>

・「相談急増！外国為替証拠金取引－投資に関する知識・経験が十分ではない一般消費者は要注意－」（2003年11月25日公表）

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20031125\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20031125_1.html)

## 1. 海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引の概要と法規制

### (1) 取引の概要

海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引は、どちらも海外市場における取引であるが、その仕組みは異なる。

○ 商品先物取引とは、ある商品を将来の一定期日に売買することを約束して、その価格

を現時点であらかじめ決める取引である。約束したその期日までに、当初買っていたものを転売すること又は売っていたものを買い戻すこと（反対売買）で、取引開始時に決めた価格と反対売買時の価格の差額を損益として清算（差金決済）し、取引を終了する。商品先物取引では、少額の資金（証拠金）でその何十倍もの大きな取引ができるため、相場が期待どおりに変動した場合には大きな利益が得られるが、予想に反した場合には大きな損失が発生するおそれがある。

- オプション取引とは、ある商品（原資産）を、あらかじめ定められた期間（権利行使期間）内にあらかじめ定められた価格（権利行使価格）で買い付ける又は売り付ける権利（オプション）を売買する取引であり、例えば、オプションの買い手は、代金（プレミアム）を支払って、売り手からオプションを取得する。オプション取引は取引の仕組みが複雑であり、原資産を何にするか、買い付けるか売り付けるか、権利行使価格をいくりにするか、いつ権利を行使するか、将来のプレミアム価格がいくりになるか等を判断することが難しい上、相場の変動によっては多額の利益を得る可能性はあるものの、短期間に投資した全額を失うことが多い取引である。

このように取引自体がハイリスクであることに加え、海外商品先物取引や海外商品先物オプション取引は海外市場における取引であるため、為替や海外市場の動向を把握しながら売買の決断をすることになるほか、消費者の注文どおりに取引が行われているかを確認することが極めて難しい。また、業者に支払う手数料が高額なケースもある。

（海外商品先物取引及び海外商品先物オプション取引について、詳細は[資料1](#)参照）

## （2）法規制

日本国内の商品取引所で取引が行われる商品先物取引、商品先物オプション取引については、「商品取引所法」により業者は商品取引員として国の許可が必要であり、業者が行う勧誘や受託等には書面交付義務や再勧誘の禁止等の規制が課される。

一方、日本国外の市場で行われる海外商品先物取引のうち、海外先物規制法により政令で指定された海外商品市場の先物取引（[資料2](#)参照）については、業者が勧誘や受託等を行う場合にその行為が規制されるが、開業の規制はない。

海外先物規制法の規制内容をみると、書面交付義務、不当な行為の禁止などのほか（2005年12月に施行規則が一部改正され、再勧誘の禁止等が追加された）、業者は契約を締結した日から14日を経過した日以降でなければ顧客の注文を受けてはならない旨（ただし、顧客自身が業者の事業所に出向いて売買の注文を行った場合を除く）が定められている。

政令で指定されていない海外商品市場の先物取引や、海外商品先物オプション取引には規制する法律がないため、業者がこれらの取引について行う勧誘・受託等には規制はなく、また、業務を行うにあたって許可や登録も必要ではない。（表1）

なお、本年（2006年）6月7日に金融商品取引法が成立したが、衆議院及び参議院の附帯決議において「商品先物取引、海外商品先物取引及び海外商品先物オプション取引については、取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、実効性のある規制及び検査・監督を行うため、厳正な対応を可能とする体制を整備すること」とされている。

表 1. 商品先物取引等における法規制の現状

対象	取引所の場所	行政法規	監督官庁
政令指定商品の先物取引、オプション取引など	国内	商品取引所法	大豆、砂糖等の農産物資は農林水産省、 貴金属、原油等の経済産業物資は経済産業省
政令で指定された海外商品市場の先物取引 (資料 2 参照)	海外	海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律	なし
政令で指定されていない海外商品市場の先物取引		なし	
海外商品先物オプション取引など		なし	

## 2. PIO-NET からみた相談情報の概要

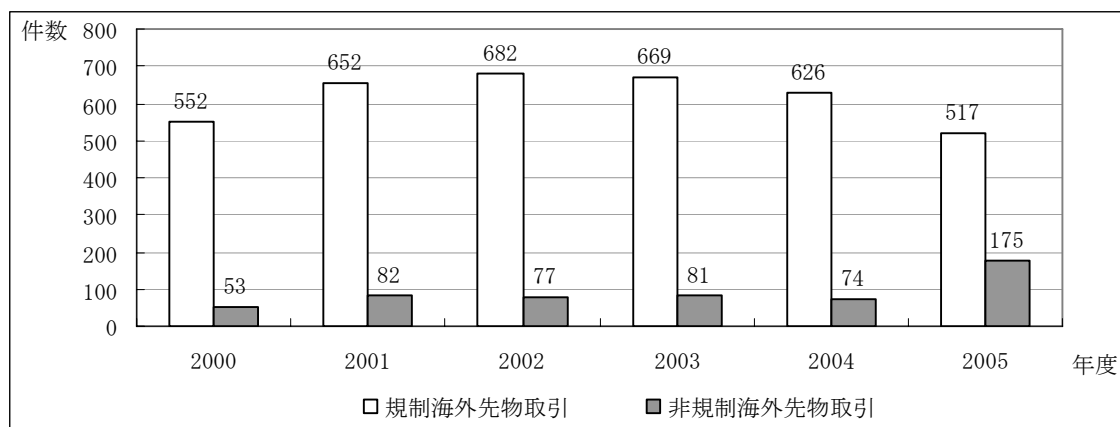
PIO-NET (全国消費生活情報ネットワーク・システム) では、海外先物規制法により規制されている海外商品先物取引を「規制海外先物取引」、海外商品先物オプション取引など海外先物規制法により規制されない取引を「非規制海外先物取引」として情報収集している。それぞれの相談情報の概要は、以下のとおりである (データは 2006 年 5 月末日までの登録分)。

(注) 今回の公表にあたり、PIO-NET に登録されたデータの精査をあらためて行ったため、従来、情報提供してきた件数とは異なっている。

### (1) 相談件数

2000 年度から 2005 年度までに「規制海外先物取引」に関する相談は 3698 件、「非規制海外先物取引」に関する相談は 542 件寄せられている。相談件数の推移を年度ごとにみると、全体では 700 件程度で横ばい傾向にあり、「規制海外先物取引」は 2003 年度以降、やや減少傾向を示しているが、「非規制海外先物取引」は 2005 年度に急増している (図 1)。

図 1. 相談件数の推移



(注) 「非規制海外先物取引」に関する相談のうち、ほとんどが海外商品先物オプション取引に関するものであった。

## (2) 契約当事者の属性

契約当事者の性別をみると、「規制海外先物取引」ではほとんどが男性であるが（男性 88.7%、女性 11.3 %）、「非規制海外先物取引」では女性の方が多（男性 26.2%、女性 73.8%）。年代をみると、「規制海外先物取引」では 20 歳代が 51.6% ともっとも多いが、「非規制海外先物取引」では 60 歳代が 23.6%、70 歳代以上が 37.5% であり、60 歳以上で半数以上を占めている（図 2）。

契約当事者が 60 歳以上である相談の構成比の推移をみると、「非規制海外先物取引」では 2005 年に減少したものの、それ以前は増加傾向にあった。また、「規制海外先物取引」では 2005 年度は前年度に比べ 2 倍近く増えている（図 3）。

図 2. 契約当事者の年代別割合

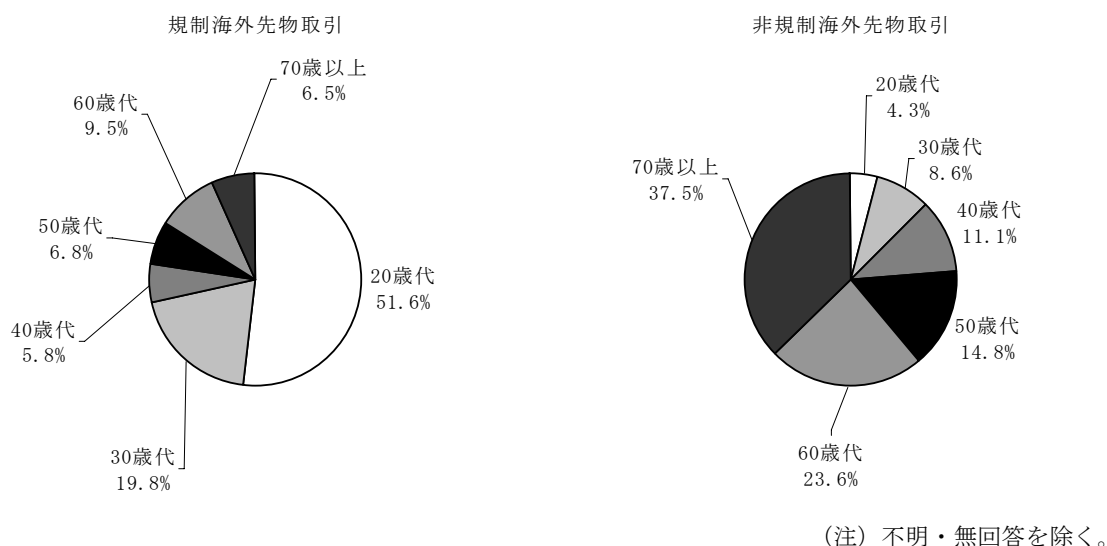
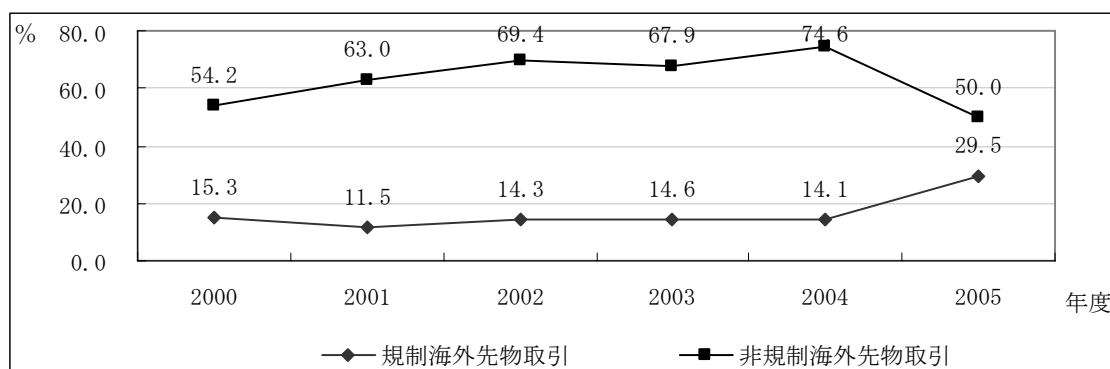


図 3. 契約当事者が 60 歳以上である相談の構成比の推移



## (3) 契約金額

平均契約金額は「規制海外先物取引」では約 300 万円、「非規制海外先物取引」では約 670 万円であり、高額な被害が目立っている。

平均既払金額をみると「規制海外先物取引」では約 350 万円、「非規制海外先物取引」で

は約 770 万円であり、いずれも平均契約金額を上回っている。これは、消費者が契約後に、業者から次々と新しい取引を勧められたり、証拠金の追加や取引で生じたマイナス分を請求されたりしていることによると思われる。

### 3. 相談事例

PIO-NET に寄せられた消費生活相談の中から、海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引に関する代表的な相談事例を紹介する。

#### (1) 海外商品先物取引

##### **【事例 1】「お金がない」と断ったところ、消費者金融からの借金を強要された (取引経験・余裕資金のない若者をねらった勧誘、執拗・強引な勧誘)**

職場に業者からの勧誘電話があり、「資産運用に興味はあるか」と聞かれたので「興味はない」と断った。しかし、その 3 ヶ月後から、職場に何度も電話がかかるようになったので、断ろうと思いついた。業者とレストランで夜 7 時半ごろから会い、断ったところ「契約するつもりがないのに、どうして来たのか」「法的に処分する」などと脅され、夜中の 12 時まで 4 時間半も勧誘された。「お金がない」と断ったが消費者金融から借りるように言われ、翌日、業者と一緒に消費者金融へ行き、4 社から合計 200 万円を借りた。1 ヶ月後に取引が終了し、数十万円の損が出た。消費者金融からの借金だけが残っている。

(契約当事者：20 歳代 男性 給与生活者)

##### **【事例 2】指示をしていないのに勝手に売買され手数料ばかり掛かる (無断売買、手数料稼ぎ、外国為替証拠金取引の分野からの参入)**

外国為替証拠金取引で以前から面識のある業者に勧誘され、取引の仕組みをよく理解できないまま、海外市場の原油の先物取引を契約した。その 5 日後にも業者から連絡があり、言われるままお金を支払った。

その後、自分は何も指示していないにもかかわらず、業者が勝手に次々と売買をしており、その度に手数料ばかりが掛かる。いま儲かっているかも分からないし、やめたいと思ってもやめるにはどうしたらよいかさえ分からない。

(契約当事者：50 歳代 男性 無職)

##### **【事例 3】取引をしている業者と突然連絡が取れなくなった (業者と連絡が取れない、外国為替証拠金取引の分野からの参入)**

以前から業者と外国為替証拠金取引をしていた。その業者から「社名を変更した」と連絡があり、ニューヨーク市場のガソリンや石油の先物取引に変更するよう勧められた。外国為替証拠金取引を手仕舞いしたところかなり損が出たが、清算金をすべてつぎ込んで、海外商品先物取引の契約をした。その後、業者からは報告書が度々届いていたが、今日になって突然、業者と連絡がとれなくなった。

(契約当事者：60 歳代 男性 無職)

## (2) 海外商品先物オプション取引

### 【事例4】年金暮らしの高齢者がわずか10日で250万円の損

#### (取引の経験・知識のない高齢者をねらった勧誘)

仕事が休みでたまたま自宅にいたところ、来訪した業者に母が現金を渡しているのを見かけた。母を問いただしたところ、業者に「値上がりが見込める」と言われ、海外市場での原油の先物オプション取引を契約していることが分かった。取引の仕組みについて勧誘員から説明があったようだが母はまったく理解しておらず、業者に言われるままに契約書や確認書など複数の書類にサインをさせられていた。解約をしたいと思い業者に連絡したところ、清算金は170万円とのことだった。母は420万円を投資しており、契約からわずか10日で250万円も損をした。

(契約当事者：80歳代 女性 無職)

### 【事例5】取引の仕組みを理解できないまま権利行使期間が過ぎ、権利が消滅した

#### (取引の経験・知識のない消費者を勧誘、リスク等の説明が不十分)

業者から2ヶ月前に「これから原油が値上がりするので、絶対に儲かる」とニューヨーク市場の原油の先物オプション取引を勧められた。初めて聞く取引であり、取引の仕組みや相場の値動きなどもよく分からないので断ったが、「簡単な取引であり、日々の相場の変動を見なくても運用できる」と説得され、以前その業者と契約した外国為替証拠金取引の清算金130万円をすべてつぎ込んで、コール・オプションを購入した。契約時に、相場に何か動きがあったら連絡するよう業者と約束した。

契約してからわずか6日後に業者から連絡があり、「いい状態」なのでコール・オプションを追加購入するよう説得され、490万円を支払った。

その後、1ヵ月以上も連絡がなかったが、数日前に業者から電話があり「あと2週間ほどで権利行使期間が終わってしまう」「いま権利を行使しても利益はほとんどゼロに近い」と言われ、突然のことでびっくりした。どうしたらいいかさっぱり分からず、結局、権利行使期間が過ぎ、権利を失った。

(契約当事者：20歳代 女性 家事従事者)

## 4. 相談事例からみた問題点

### ①取引の知識、経験、余裕資金のない高齢者や若者をねらった勧誘

海外商品先物取引や海外商品先物オプション取引では、高齢者をはじめ、取引の仕組みを理解していない・理解できない消費者が取引に巻き込まれているため、「相場が乱高下していると言われたが、どうしたらよいか分からず、業者に任せていたところ大損をした」「損を小さくすると言われ、業者が勧めるまま取引をしたが、さらに損が拡大した」といったトラブルが多い。中には、退職したばかりの消費者が、退職金すべてを取引につぎ込まれている事例もある。

また、海外商品先物取引では、20歳代の若者のトラブルが非常に多い。これらのトラブルでは、お金がないと断っているにもかかわらず、自動車の購入資金などの名目で複数の

消費者金融から取引資金を借入れるよう、業者が強引に勧めるケースも少なくない。

## ②断りきれない執拗・強引な勧誘

相談事例をみると、まず業者から電話での勧誘があり、その後、実際に業者と会って契約をするパターンが多い。

消費者が勧誘を断ると「契約に応じないと営業妨害になり、損害賠償を請求する」「断っているにもかかわらず、取引を開始すると一方的に告げられた」などと脅かされ、消費者が断れない状況に追い込まれている事例が目立つ。

また、電話による勧誘が執拗なため、勧誘を断ろうと思って会ったところ、「話を聞いていると、確実に利益が出てくる気がする」など逆に説得されて契約してしまったケースや、「業者に指定された場所に行ったところ、業者の営業員が自分の車に乗り込んできた」というように業者が執拗・強引な勧誘をしている事例もある。

## ③リスク等の説明が不十分、「絶対に儲かる」といった説明

海外商品先物取引や海外商品先物オプション取引は仕組みが複雑であり、また、リスクが高く、「絶対に儲かる」ということは全くないものである。しかし、業者は取引におけるリスクを十分に説明せずに、「絶対に儲かる」「簡単な取引」「この機会を逃すことはない」などと説明し、消費者をその気にさせているケースが多くみられる。

## ④無断売買、手数料稼ぎ

海外商品先物取引に関する相談事例をみると「値下がりしたからと、業者に大豆、小麦など次々と乗り換えさせられ、手数料ばかりが増える」「取引を終了し、清算金が支払われるはずだったのに支払われず、その後も数回ほど勝手に取引され、手数料を請求された」など、業者のペースで注文を行う、あるいは消費者の指示を受けずに無断で売買を行うことで、業者が手数料稼ぎをしていると思われる事例が目立つ。

海外商品先物オプション取引に関する相談事例でも「利益が出るからと、次から次へと取引を繰り返させられ、その度に手数料を支払った」など、業者の手数料稼ぎと思われるケースがみられる。また、「相場の報告をしてもらった約束で契約をしたのに報告がなく、権利行使期間が過ぎてしまった」という事例のように、勧誘時には業者が「取引の相談にのる」「相場に動きがあれば連絡する」と約束するものの、手数料を受け取ってしまうと、当初の約束がほとんど実行されないこともある。

## ⑤やめさせてもらえない、清算金が支払われない、連絡が取れないなどのトラブルも

海外商品先物取引のトラブルでは、消費者が「やめたい」と伝えているにもかかわらず、「いま清算してもマイナスになるだけと、両建を勧められた」「今は値が悪いが1ヵ月後に値が安定するので、そのときに決済すると言われたが、4ヶ月経ったいまでも決済されない」などと言葉巧みに説明し、消費者に取引をやめさせないようにするケースが少なくない。

海外商品先物取引や海外商品先物オプション取引に関する相談事例をみると「損をした」という内容がほとんどだが、利益が出たにもかかわらず「清算金が支払われない」「業者と連絡がとれなくなった」といった事例もみられる。

## ⑥金融先物取引法の規制強化に伴い、業者が海外商品先物取引等へ参入

外国為替証拠金取引に関するトラブルが急増したことなどから、金融先物取引法が改正され、2005年7月より施行された。改正金融先物取引法では、外国為替証拠金取引を取扱う業者は金融先物取引業者としての登録が必要となり、また、勧誘の要請をしていない顧客に対しての訪問または電話による勧誘を禁じる（いわゆる「不招請勧誘の禁止」）などの規制が課せられた。こうした規制の強化に伴い、「行政の調査が入るとのことで、外国為替証拠金取引を手仕舞いして、その清算金で海外先物取引をするよう勧められた」などの事例がみられる。

外国為替証拠金取引のトラブルでも、説明不足、執拗・強引な勧誘、消費者の知識・経験・余裕資金が配慮されない等の問題点がみられ、年金暮らしの高齢者が元本の大半を失ったというような深刻なケースがあった。「海外商品先物取引は外国為替証拠金取引とは違う」「外国為替証拠金取引の損を取り戻すには、海外市場の原油のオプション取引しかない」といった勧誘がみられるが、海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引についても、トラブルに巻き込まれないように十分な注意が必要である。

## 5. 消費者へのアドバイス

### (1) 知識や経験のない消費者は絶対に手を出さないこと

海外商品先物取引や海外商品先物オプション取引はハイリスクな取引であり、「絶対に儲かる」というものでは決してない。取引の仕組みが理解できない、取引をした経験がないといった消費者は絶対に手を出さないこと。

「言うとおりにやれば大丈夫」などと業者が勧誘するケースもあるが、業者に言われるままに取引したものの損をした事例や、不必要な取引によって業者が手数料稼ぎをしている事例は多く、取引の仕組みをよく理解しないまま取引を始めることは後々大きな損失を被ることもなる。

### (2) 取引するつもりがないのなら、はっきり断ること

取引をするつもりがないのなら、あいまいな返事をせずに「取引はしない」とはっきり断ること。

業者の電話勧誘がしつこいからといって、会って「断ろう」と思っている、いざ会おうと業者の言葉巧みな説明、執拗・強引な勧誘等により、断りきれずに契約してしまったというケースが多いので、会わないこと。

なお、海外先物規制法では、政令で指定された海外商品市場における先物取引の契約の締結をしない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示した消費者に対して勧誘することが禁止されている。

### (3) もし契約してしまったら

もし、業者と取引の委託契約をしても、消費者に取引をしなければならない義務はなく、具体的な注文をしなれば、業者にお金を預ける必要はない。どうしても断りきれずに契約してしまったら、お金は預けないこと。

また、海外先物規制法により、政令で指定された海外商品市場における先物取引については、業者は契約を締結した日から14日を経過した日以降でなければ消費者の注文を受けなければならない（契約締結日が月曜日であった場合、翌々週の火曜日から業者は消費者の注文を受けることができる）、いわゆる「熟慮期間」が設けられている（ただし、消費者が業者の事業所に出向いて注文を行った場合には、この規定の適用はない）。熟慮期間内に取引の注文をし、お金を預けてしまった場合は、速やかに注文を書面にて撤回し、返金を求めること。なお、業者が熟慮期間内に消費者からの注文を受けて取引を行っているケースもみられるが、その注文は業者自身がしたものみなされるため、取引で損が発生したとしても消費者がその損を負担する必要はない。

#### （４）トラブルにあったら

最寄りの消費生活センター等に相談すること。

また、業者に海外先物規制法に違反する行為がみられるなど海外商品先物取引についての相談は、農産物資については農林水産省の海外商品取引110番及び各地方農政局で、経済産業物資については経済産業省本省及び各地方の経済産業局の消費者相談室で受け付けている。[資料3](#)参照

## 6. 関係省庁への要望

PIO-NETによると、海外商品先物取引に関する相談はやや減少傾向を示しているものの、海外商品先物オプション取引に関する相談は急増している。これらの相談の中には被害が深刻なケースも少なくなく、取引の知識や経験のない高齢者や若者をねらった勧誘、断りきれない執拗・強引な勧誘、「絶対に儲かる」といった断定的な説明等の問題がみられる。また、業者が外国為替証拠金取引の分野から海外商品先物取引や海外商品先物オプション取引の分野に参入しているケースもあり、消費者被害が今後さらに増加するおそれがある。

そこで、当センターは新たに農林水産省及び経済産業省に対して、

- ・海外商品先物取引に関する消費者被害の未然防止・拡大防止のために、必要な措置を講ずることを検討するとともに、あわせて、海外商品先物オプション取引については行政上の法規制がないことから、消費者被害の未然防止・拡大防止のために、必要な法令の整備を検討すること
- を要望した。

【要望先】 農林水産省 総合食料局 商品取引監理官  
経済産業省 商務情報政策局 商務課

## 資料 1 海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引の仕組み

### (1) 海外商品先物取引

- 商品先物取引とは、金、ガソリン、灯油等の商品を将来の一定期日に買うこと又は売ることを約束して、その価格を現時点であらかじめ決める取引のことをいう。
- 商品先物取引の特徴としては、
  - ・ 約束した将来の一定期日が来る前であればいつでも、商品先物市場を通じて、当初買っていたものを転売すること又は売っていたものを買い戻すこと（反対売買）で、取引開始時に決めた価格と反対売買時の価格の差額を損益として清算し、取引を終了（差金決済）できること
  - ・ 取引の担保金として「証拠金」といわれるお金（実際の総取引金額の数%程度）を業者に預ける必要があり、この証拠金を業者に預けることによって、証拠金の何十倍もの大きな取引ができることがある。
- 商品先物取引では、少額の資金（証拠金）でその何十倍もの大きな取引ができるため、相場の変動がわずかであっても、総取引金額では大きな額の変動となる。したがって、相場が期待どおりに変動した場合には大きな利益が得られるが、予想に反した場合には大きな損失が発生し、また、相場の変動の幅によっては、損失が証拠金を上回るおそれがある。このように、商品先物取引はハイリスクな取引である。

取引で生じた損が、証拠金の一定の割合を超えると、業者から追加の証拠金（追証）を担保として請求される。追証を預けずに、取引を一部決済して縮小したり、全部を仕切って取引を終了する方法もあるが、急激な価格変動により相場状況がストップ安あるいはストップ高となった場合には注文が成立しないため、多額の損をすることもある。
- 商品先物取引自体がハイリスクな取引であることに加え、海外商品先物取引では、時々刻々と変化する海外の商品先物市場の動きを把握しながら売買の決断を求められることになる。また、為替の変動による影響を受けるほか、商品の単価が日本国内市場と海外市場で異なることもあるため、海外市場のある商品の価格が割高なのか割安なのか判断することは容易ではない。（例えば、金は、東京工業品取引所ではグラム（g）単位で、ニューヨーク市場ではトロイオンス（toz）単位で取引されている（1 トロイオンスは約 31.10 グラム）。仮に、ニューヨーク市場における金の価格が 1 トロイオンス＝700 ドル、為替レートが 1 ドル＝110 円の時、金 1 グラム当たり何円になるか算出すると、 $700 \text{ ドル} / \text{toz} \div 31.10 \text{ (グラムに換算)} \times 110 \text{ 円} / \text{ドル (円に換算)} \approx 2476 \text{ 円} / \text{g}$ となる。）

なお、海外商品先物取引では、消費者からの注文を受けた日本の業者が、海外市場での取引の資格を有した海外の業者にその注文をすることになるが、それぞれの業者の間にいくつもの業者が介在しているケースもあるため、注文どおりに取引が行われているか消費者が確認することは非常に困難といえる。

### (2) 海外商品先物オプション取引

- 「オプション」とは、ある商品（原資産）を、あらかじめ定められた期間（権利行使期間）内にあらかじめ定められた価格（権利行使価格）で買い付ける又は売り付ける権

利であり、買い付ける権利を「コール・オプション」、売り付ける権利を「プット・オプション」という。オプション取引とは、このコール・オプションを買う又は売る、プット・オプションを買う又は売る取引であり、オプションの買い手は、代金（プレミアム）を支払って、売り手からオプションを取得する。

- 買い手は、権利行使期間中であれば自分に有利なときにいつでも権利を行使でき、不利なときには権利を放棄すればよいので、相場が期待どおりに変動すれば、理論上は利益が無限大となることもある一方、予想に反しても損失はプレミアムまでに限定される。反対に、売り手は、当初はプレミアムを受け取ることができるが、買い手が有利なときにはその権利行使に応じる義務があるので、理論上は損失が無限大となる可能性があるものの、利益はプレミアムまでに限定される。なお、買い手が権利行使をせずに、そのまま権利行使期間が経過した場合は、買い手の権利は消滅する（同時に、その権利行使に応じる売り手の義務も消滅する）が、買い手が支払ったプレミアムは戻らない。
- プレミアムの価格は、原資産の価格の変動や、時間の経過（権利行使期間の満了日までの期間）などの要因が絡みあって決まるが、この決定要因を理解し、現在のプレミアム価格が適正であるか判断することは難しい。オプション取引では、プレミアム価格の変動を利用して、商品先物取引のようにオプションを転売したり買い戻したりすることで、プレミアムの買値と売値の差額を受け渡し、取引を終了するが、将来のプレミアム価格がどう変動するか予測することも困難である。

また、業者に支払う手数料が高額な場合には、プレミアムが当初の価格よりも値上がり（買い手の場合）・値下がり（売り手の場合）して利益が得られたとしても、この利益が手数料を下回り、結局、損となることもある。
- このように、オプション取引は取引の仕組みが複雑であり、原資産を何にするか、買い付けるか売り付けるか、権利行使価格をいくらにするか、いつ権利を行使するか、将来のプレミアム価格がいくらになるか等を判断することが難しい上、相場の変動によっては多額の利益を得る可能性はあるものの、短期間に投資した全額を失うことが多いハイリスクな取引である。
- さらに、海外商品先物オプション取引は、海外商品先物取引と同様に海外市場への投資であるため、為替や海外市場の動向を把握しながら売買の決断をすることになるほか、注文どおりに取引が行われているかを確認することが極めて難しい。

※日本商品先物取引協会「商品先物取引・委託のガイド」等を参照してとりまとめた。

**資料 2** 「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行令」で指定されている海外商品市場

	国	地域	商品		国	地域	商品
1	オーストラリア	シドニー	羊毛	21	アメリカ合衆国	ニューヨーク	綿花
2	中華人民共和国	香港	大豆	22	アメリカ合衆国	ニューヨーク	原油
3	中華人民共和国	香港	砂糖	23	アメリカ合衆国	ニューヨーク	石油製品
4	中華人民共和国	香港	金	24	アメリカ合衆国	ニューヨーク	金
5	マレーシア	クアラルンプール	天然ゴム	25	アメリカ合衆国	ニューヨーク	銀
6	フランス	パリ	コーヒー豆	26	アメリカ合衆国	ニューヨーク	白金
7	フランス	パリ	砂糖	27	アメリカ合衆国	ニューヨーク	パラジウム
8	英国	ロンドン	小麦	28	アメリカ合衆国	ニューヨーク	銅
9	英国	ロンドン	ばれいしょ	29	アメリカ合衆国	シカゴ	小麦
10	英国	ロンドン	コーヒー豆	30	アメリカ合衆国	シカゴ	とうもろこし
11	英国	ロンドン	カカオ豆	31	アメリカ合衆国	シカゴ	大豆
12	英国	ロンドン	砂糖	32	アメリカ合衆国	シカゴ	牛
13	英国	ロンドン	原油	33	アメリカ合衆国	シカゴ	豚
14	英国	ロンドン	石油製品	34	アメリカ合衆国	シカゴ	大豆油かす
15	英国	ロンドン	銅	35	アメリカ合衆国	シカゴ	大豆油
16	英国	ロンドン	アルミニウム	36	アメリカ合衆国	シカゴ	銀
17	ブラジル	サンパウロ	コーヒー豆	37	アメリカ合衆国	シカゴ	白金
18	アメリカ合衆国	ニューヨーク	コーヒー豆	38	カナダ	ウィニペッグ	なたね
19	アメリカ合衆国	ニューヨーク	カカオ豆	39	カナダ	ウィニペッグ	あまに
20	アメリカ合衆国	ニューヨーク	砂糖				

※2006年6月20日現在。

※法律等の改正により指定海外商品市場は変更されることがある。

**資料3** 相談窓口

全国の消費生活センター等の相談電話番号は、国民生活センターホームページに掲載している。(http://www.kokusen.go.jp/map/index.html)

海外商品先物取引についての相談は、

- ・大豆、砂糖、コーヒー等の農産物資については、農林水産省総合食料局商品取引監理官 海外商品取引 110 番及び各地方の農政局の生産経営流通部食品課
- ・金、銀、プラチナ等貴金属、原油等の経済産業物資については経済産業省本省及び各地方の経済産業局の消費者相談室

で受け付けている。

農林水産省	総合食料局商品取引監理官	03-3501-6730	海外商品取引 110 番
農政局	東 北	022-263-1111	代表番号
	関 東	048-600-0600	
	北 陸	076-263-2161	
	東 海	052-201-7271	
	近 畿	075-451-9161	
	中四国	086-224-4511	
	九 州	096-353-3561	
	沖 縄 (総合事務局)	098-866-0031	
経済産業省	本省	03-3501-4657	消費者相談室
経済産業局	北海道	011-709-1785	(相談専用番号)
	東 北	022-261-3011	
	関 東	048-601-1239	
	中 部	052-951-2836	
	近 畿	06-6966-6028	
	中 国	082-224-5673	
	四 国	087-861-3237	
	九 州	092-482-5458	
沖 縄 (総合事務局)	098-862-4373		

<title>海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引の被害に注意！ </title>